

第一集会所使用料金表

令和2年4月1日改定

使用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00 ~21:00	9:00 ~21:00
2階 A会議室35畳	1,600	1,600	1,800	3,800
B会議室15畳	700	700	800	1,800
C会議室12.5畳	600	600	700	1,600
1階 大会議室35畳	1,600	1,600	1,800	3,800
小会議室10畳	600	600	700	1,600
調理室14畳	1,100	1,100	1,200	2,600
会議のみ	600	600	700	1,600

(注意事項)

使用に当たっては、管理規則第2条(目的)、第7条(使用許可の制限)、第8条(使用者の遵守事項)及び第9条(損害の補償)に反することのないよう留意すること。

(特別料金等の取決め)

- * 塾の経営その他指導者が報酬(月謝)を受けている場合、もしくは羽曳が丘町会連合会に所属する町会以外の住民や団体が使用する場合は、上記料金の200%とする。
- * 業者が営業・宣伝のために使用する場合は、上記料金の300%とする。
- * 連合会役員会、理事会及び連合会に所属する町会が、町会役員会や町会総会で使用する場合は無料とする。また、緊急避難の場合も同様とする。
- * 麻雀は他の利用者に迷惑のかからない範囲で利用を許可する。ただし、麻雀卓使用料として、午前・午後・夜間それぞれに一卓につき1000円を、また、囲碁、将棋の使用料はそれぞれ1盤につき200円を別途徴収する。
- * 葬儀使用の場合、利用予約がない場合(日時や他の部屋への移動が可能な場合を含む)に限り利用できるものとする。
- * 葬儀使用の場合は、2日間で50,000円とする。(使用範囲は1階全室とする。)ただし、他の部屋については先約がなければ、上記料金で利用可能とする。また、夜間の利用については、全日の部の使用料金と同額とする。
- * 使用申請は3ヶ月前の最初の受付日から申込順に受付けるものとする。ただし、定期的な使用者で200%の特別料金を支払うものについては、6ヶ月前から受付けるものとする。